

# 豊中市既存民間建築物耐震診断補助金 交付申込の手続きについて（手引き）

2025 年度  
(2025.4 更新)

## 目次

- 1. 申込の前に . . . p.2
- 2. 手続きの流れ . . . p.3
- 3. 必要書類の提出方法 . . . p.4
- 4. 事前相談 . . . p.5
- 5. 補助金交付申込書の提出 . . . p.7
- 6. 耐震診断実施 . . . p.8
- 7. 完了報告書の提出 . . . p.9
- 8. 補助金交付請求書の提出 . . . p.12
- 9. 代理受領制度 . . . p.12
- 10. その他 . . . p.13

### 〈お問い合わせ先〉

**豊中市 都市計画推進部 建築審査課 管理係**

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所 第二庁舎5階

**電 話：06-6858-2417**

ファクス：06-6854-9534

メールアドレス：kenshinsa@city.toyonaka.osaka.jp

受付時間：9：00～12：00、12：45～17：15（事業者は15：00まで）

（窓口は市役所第二庁舎のみです。出張所等では対応できません。）

## 1. 申込の前に

### (1) 注意事項

- ・ 補助金交付決定通知を受ける前に耐震診断の着手（契約）を行った場合は、補助を受けることができません。
- ・ 本補助制度については、各年度の予算の範囲内で行います。予算に達した場合など、年度途中で受付を終了することがあります。
- ・ 各手続は、窓口へ持参又は郵送若しくは電子申込システムにより提出してください。
- ・ 受付前に担当者が提出書類の確認を行い、不足や不備がなければ受付をいたします。書類の確認に時間を要する場合がありますのでご了承ください。（受付前の内容確認はメール可）
- ・ 補助金の支払いは、耐震診断の完了後、補助金額が確定してからとなります。補助金の交付決定を受けていても、耐震診断を取り止めた場合などは、補助金は支払われません。
- ・ 各種提出書類は、黒インク又は黒ボールペンで記入してください。鉛筆や消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。

### (2) 耐震診断技術者の資格要件

木造の場合 (①及び②)	①	建築士法第2条第1項に規定する建築士 (一級建築士または二級建築士または木造建築士)
	②	次のいずれか ・ 一般財団法人日本建築防災協会が平成24年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習を受講し「講習修了証明書」の交付を受けた者 ・ 公益社団法人大阪府建築士会が平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者 ・ 上記と同等以上の技術を有すると市長が認めた者
非木造の場合 (③及び④)	③	建築士法第2条第1項に規定する建築士 (一級建築士または二級建築士)
	④	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に規定する者

### (3) 耐震診断方法

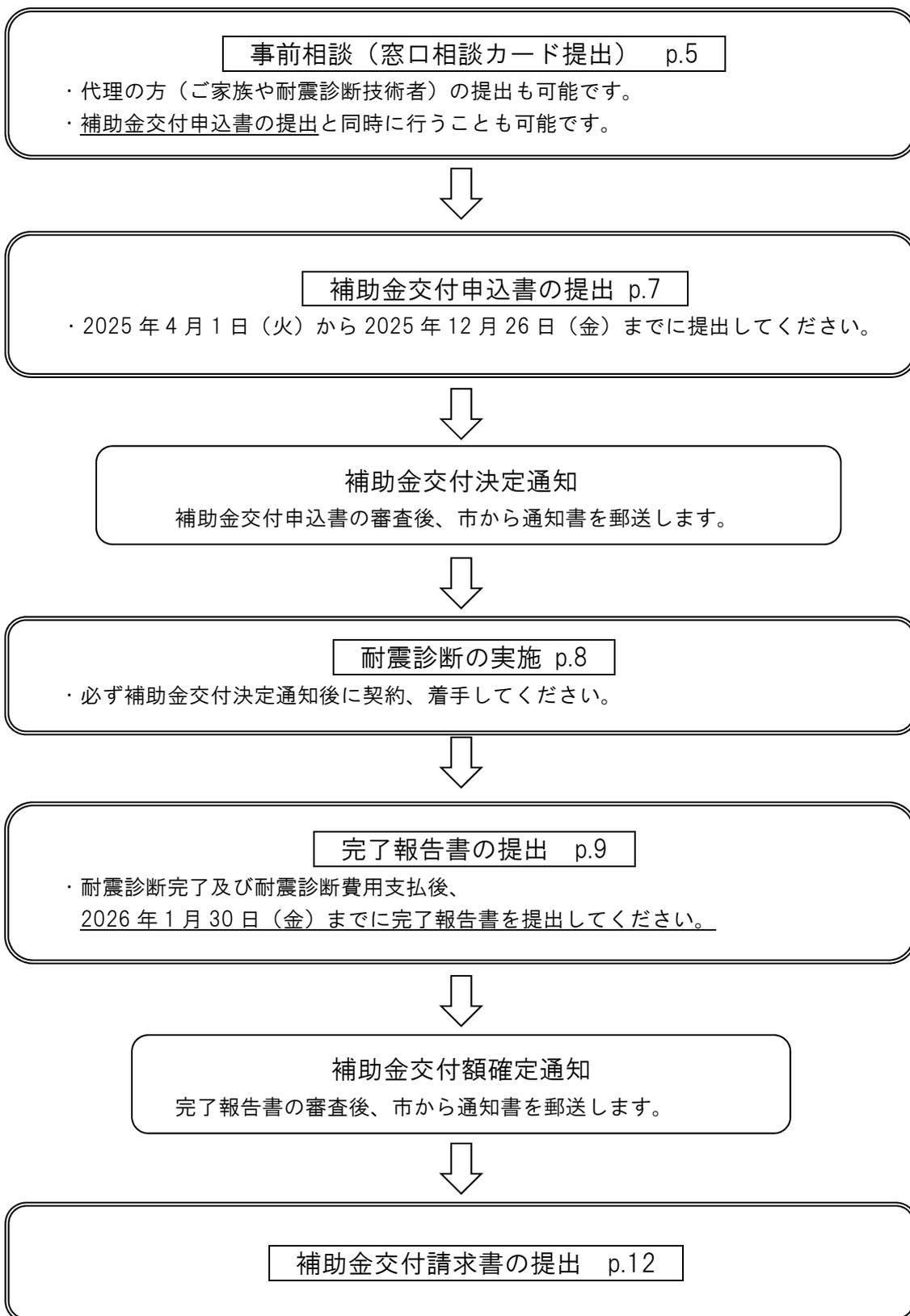
#### 【木造の場合】 次のいずれか

- ・ 一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法（時刻応答計算による方法を除く）」
- ・ 「大阪府 木造住宅の限界耐力計算による耐震診断・耐震改修に関する簡易計算マニュアル」による限界耐力計算

#### 【非木造の場合】

- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）別添）の規定によるもの

## 2. 手続きの流れ



### 3. 必要書類の提出方法

各手続は、下記の方法により提出してください。

補助制度の資料は、市ホームページよりご確認ください。資料の郵送を希望される場合は、あて先（返信先）を記載し、必要分の切手を貼った返信封筒を市窓口までお送りください。

#### (1) 窓口へ持参

都市計画推進部 建築審査課 管理係（豊中市役所 第二庁舎5階）

受付時間：9：00～12：00、12：45～17：15（事業者は15：00まで）

#### (2) 郵送による提出

- ・ 手続ごとに、必要な書類を郵送してください
- ・ 提出書類について、市担当職員がお電話にて確認する場合があります。

郵送先：〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所 都市計画推進部 建築審査課 管理係宛て

#### (3) 電子申込システムによる提出

- ・ 手続きができるのは所有者のみとなります。代理人による手続きはできません。
- ・ 豊中市のホームページにある「豊中市電子申込システム」で各手続ページへアクセスし、必要事項を入力してください。
- ・ 手続きには、メールアドレスや身分証明（免許証等）の写しの添付が必要です。
- ・ 提出書類について、市担当職員がお電話にて確認する場合があります。

URL：[https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_initDisplay.action)

## 4. 事前相談（窓口相談カード提出）

補助制度ご利用（補助金交付申込書提出）の前に、事前相談をしてください。

事前相談が不要であれば、補助金交付申込書と同時に窓口相談カードを提出することができます。

### （1）必要書類

窓口相談カードを提出してください。

郵送や電子申込システムで提出する場合、付近見取図も一緒に提出してください。

長屋で区分所有されているものは、区分所有者ごとに窓口相談カードを提出してください。

様式は市ホームページにてダウンロードしていただくか、窓口で入手できます。

ほかに以下の書類があれば相談に役立ちます。（なくても事前相談は可能です。）

1	付近見取図	建築物の所在地を確認します。
2	確認通知書の写し	建築時の確認申請書類 確認年月日を窓口にて確認します。
3	固定資産税の納税通知書 登記事項証明書など	家屋の所有者、建築年月日、面積等を確認します。
4	写真や間取り図など	写真は建物外観、前面道路と建物が写ったものを数枚。

### （2）窓口相談カードの提出方法

#### 【窓口来庁による提出】

市役所開庁時間に来庁してください。

窓口相談カードは窓口で記入いただくことができます。

市担当職員より補助制度の資料をお渡しし、内容のご説明をいたします。

ご希望であれば耐震診断技術者の参考リストをお渡しします。

#### 【郵送による提出】

①以下の書類を郵送してください

- ・ 窓口相談カード（様式は市ホームページや窓口で取得できます。）
- ・ 付近見取図（建築物の所在地を確認します。）

②郵送先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所 都市計画推進部 建築審査課 管理係宛て

③相談内容は市担当職員がお電話にてお聞きします。

補助制度の資料は市ホームページよりご確認ください。資料の郵送を希望される場合は、あて先（返信先）を記載し、必要分の切手を貼った返信封筒を市窓口までお送りください。

#### 【電子申込による提出】

①「豊中市電子申込システム」で「耐震補助\_事前相談（窓口相談カード）」の手続ページへアクセスし、必要事項を入力してください。

手続きにはメールアドレスが必要です。

上記（１）の書類のうち、付近見取図は必ずpdfデータで添付してください。

## ② 手続ページへのアクセス

URL：[https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=3559](https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3559)

検索：「耐震補助\_事前相談（窓口相談カード）」

二次元バーコード：右図



## ③ 相談内容は市担当職員がお電話にてお聞きします。

補助制度の資料は市ホームページよりご確認ください。

### 〈注意事項〉

- ・ その他の書類が必要になる場合があります。
- ・ 郵送、電子申込による場合は建築物の所在地等をお電話にて確認させていただく場合があります。
- ・ 長屋の区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに窓口相談カードを提出してください。（ただし、管理組合がある場合を除く。）

## （３） 窓口相談カード提出後

２週間程度で市から電話か郵送にて結果をご連絡します。日中連絡のつく電話番号を必ず記載してください。

## 5. 補助金交付申込書の提出

### (1) 受付期間

原則、2025年4月1日（火）から2025年12月26日（金）までとします。

### (2) 必要書類について

#### 【必ず提出するもの】

	書類の名称	説明	備考
1	豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付申込書	記入例①	様式第1号
2	誓約書	記入例②	様式あり
3	固定資産税評価証明書（家屋） （当年度発行のもの）（原本） または 建物の登記事項証明書 （3ヶ月以内のもの）（原本）	・ 申込時の建物の所有者（共有者）の住所・氏名、用途、建築年月日が確認できるもの （確認できない場合は、両方又はその他公的書類が必要となる場合があります。）（原本照合可）	電子申込システムの場合、不要となることがあります。
4	委任状	提出、訂正などを耐震診断技術者等に委任する場合（記入例③）	様式あり 電子申込システムの場合、委任不可
5	耐震技術者の資格証明書の写し	建築士免許証及び講習会受講修了証（木造の場合は平成24年度以降受講のもの）	
6	付近見取図	住宅地図などに当該地をマーカー等で示したもの	
7	耐震診断の見積明細書の写し	（3）参照	
8	建物の外観写真	建物全体が分かる写真（複数枚）	
9	建築基準法に規定する確認通知書及び検査済証の写し	ない場合は用途、建築年月日を確認できる書類（3の書類等）	

#### 【必要な場合に提出するもの（必要な場合に様式をお渡しします。）】

	書類の名称	説明	備考
10	賃貸借契約書の写し	木造住宅で、賃借人がこれから居住する場合	
11	相続人間関係図	登記上の所有者が亡くなっている場合（記入例④）	様式あり
12	会社法人の登記事項証明書	所有者が法人の場合	
13	住戸等配置図	賃貸住宅、その他賃貸（テナント）部分がある場合（戸（室）数及び空室、居住（使用）室の位置）	
14	間取り図（平面図）	併用住宅で住宅の用に供する部分の面積が全体の延べ面積の2分の1以上であることを示す場合	
15	管理組合の組合規約及び耐震診断実施に係る決議書の写し	当該建築物の所有者が建物の区分所有に関する法律第3条に規定する管理組合である場合のみ	

- ・ 上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ・ 提出は1部です。返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

#### 〈注意事項〉

- ・ 所有者が複数の場合は、他の所有者全員の同意を得て代表者で申込をすることができます。
- ・ 申込者の印鑑は一連の手続において同じものを使用してください。
- ・ 固定資産税評価証明書（原本）に記載のある評価額は黒塗りで提出して下さい。

- ・誓約書、委任状（代理受領に係る委任状含む）、相続人関係図、交付請求書においては申込者に限り訂正ができます。

### （3）見積明細書の注意事項

見積明細書には、下記の内容が必ず記載されていること。

- ①見積書作成日
- ②見積書相手方氏名  
建物所有者（申込者）、フルネーム
- ③見積書を作成した会社名・代表者名（担当者名）住所・電話番号  
（耐震診断技術者の所属する建築士事務所もしくは建設業者とする。）
- ④実施する事業内容と見積金額  
建築物所在地など、物件が特定できるもの  
耐震診断費用と分かること。耐震診断費用については一式可

#### 〈注意事項〉

耐震診断費用が変更になる場合は、変更承認申込が必要となり、補助金額が変更になる場合があります。

## 6. 耐震診断の実施

必ず交付決定通知後に着手（契約）してください。

### （1）着手

事前に必ず完了報告書の提出時に必要な書類を確認してから実施してください。

### （2）耐震診断費用の支払い

耐震診断終了後、費用を耐震診断技術者へ全額支払い、領収書を受領してください。

※代理受領制度（9. 参照）を利用する場合は、耐震診断費用から補助金を差し引いた額を支払い領収書を受領してください。

### （3）期限について

原則、2026年1月30日（金）までに耐震診断及び支払いを完了し、完了報告書を提出してください。

### （4）変更について

交付決定通知後、申込の内容を変更する場合は変更承認申込が必要となる場合があります。市窓口にてご相談ください。

## 7. 完了報告書の提出

### (1) 受付期間

耐震診断を完了し、原則、2026年1月30日（金）までに提出してください。

### (2) 必要書類について

#### 【必ず提出するもの】

	書類の名称	説明	備考
1	豊中市既存民間建築物耐震診断補助金完了報告書	記入例⑤	様式第8号
2	現況の耐震診断報告書	(3) 参照 木造住宅：所見、調査写真含む 非木造：調査資料、概要書、評定書含む	
3	耐震診断費用の請求明細書の写し	(4) 参照	
4	耐震診断費用の領収書の写し	(5) 参照	
5	豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書	この時点で提出も可能ですが、注意点あり（8.参照）記入例⑥ 訂正は請求者の印鑑でのみ可	様式第10号
6	（現況調査チェックリスト）	耐震設計・耐震改修補助を利用予定で先に添付する場合（記入例⑦）	様式あり
7	代理受領に係る委任状	代理受領制度（9.参照）を利用する場合のみ（記入例⑧）	様式あり

- ・上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ・提出は1部です。返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ・受付前に書類の事前確認を行うため、いったんお預かりします。（目安1～2週間）

#### 〈注意事項〉

- ・申込者の印鑑は一連の手続において同じものを使用してください。
- ・誓約書、委任状（代理受領に係る委任状含む）、相続人関係図、交付請求書においては申込者に限り訂正ができます。

(3) 現況の耐震診断報告書について

【木造住宅の場合】

①耐震診断書

前述の耐震診断方法（1.（3））によるものとしてください。

②調査写真（カラー）

部位	確認する内容
外観写真 各室、廊下等（部屋名等記入）	住宅の形状 開口部寸法等（欄間や天袋の有無等） 壁の仕上げ等の仕様
床下、天井裏、小屋裏	筋交いや火打ち、金物の有無 耐力壁の仕様等 基礎の形状
劣化部分 （屋根、外壁、浴室、床下等）	劣化状況 （屋根は撮影可能な場合）

③所見（①の耐震診断書には記載されない内容を詳しく記載したもの）（記入例⑨）

- ・地盤種別、重量、形状割増等の判断理由
- ・基礎の鉄筋の有無の判断理由
- ・床仕様の判断理由（調査写真で明らかな場合は不要）
- ・劣化低減で劣化ありとした理由
- ・面材や筋交い等、存在するが耐力に算入していない場合の理由
- ・その他増築部取扱いや別棟判断、特殊構造の取扱いなどの理由
- ・耐震性や安全性の注意事項
- ・診断結果についての耐震診断技術者の総合的見解

【非木造住宅の場合】

①耐震診断書

計算ソフト電算の出力したのもも添付

②調査書類

③第三者評価を取得した場合は、評価書、申請書一式の写し

④建築物耐震診断等概要書（豊中市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則運用要領第三条に定める様式第1号）またはこれに代わる書類

(4) 耐震診断費用の請求明細書について

請求明細書には、下記の内容が必ず記載されていること。

- ①請求書作成日
- ②請求相手方氏名  
建物所有者（申込者＝補助事業者）、フルネーム
- ③請求書を作成した会社名・代表者名（担当者名）住所・電話番号  
（耐震診断技術者の所属する建築士事務所もしくは建設業者とする。）
- ④実施した事業内容と請求金額  
建築物所在地や物件名称など、物件が特定できるもの  
耐震診断費用と分かること。耐震診断費用については一式可

〈注意事項〉

見積金額と請求金額が異なる場合は、変更承認申請が必要となる場合があります。

(5) 領収書について

領収書には下記の内容が必ず記載されていること。

- ①日付
- ②宛名（所有者（補助事業者）のフルネーム）
- ③領収書を発行した会社名・住所・電話番号
- ④但し書（例：「豊中市〇〇〇丁目〇―〇 耐震診断費用として」）  
建築物所在地や物件名称など、物件が特定できるもの
- ⑤領収金額

(6) 現況調査チェックリスト添付のお願い（木造住宅）

耐震設計及び耐震改修の補助申込では、建築基準法に適合した計画とする必要があります。建物所有者が耐震設計及び耐震改修の補助の利用を検討している場合は、補助が利用可能かどうかを判断できるよう、なるべく耐震診断実施時に建築士（耐震診断技術者）が建築物の現況調査（集団規定）を行い、現況調査チェックリストを耐震診断の完了報告書に添付してください。

耐震設計及び耐震改修補助を利用しない場合は不要です。

耐震診断時に添付しない場合、耐震設計及び耐震改修補助の申込時には必要です。

（記入例⑦）

## 8. 補助金交付請求書の提出

### (1) 提出時期

補助金交付額確定通知後、速やかに提出してください。

### (2) 必要な書類

- ・「豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書」1通（様式第10号）  
（記入例⑥）
- ・「代理受領に係る委任状」1通 ※代理受領制度（9. 参照）を利用する場合のみ  
（記入例⑧）

### (3) 振込時期

補助金交付額確定通知後に提出し、不備がなければ約1か月後に振り込まれます。  
振込日の通知はありません。

#### 〈注意事項〉

##### 【指定口座の名義について】

＜代理受領制度を利用しない場合＞

必ず申込者の名義の口座を記入してください。

＜代理受領制度を利用する場合＞

「耐震診断を実施した耐震診断技術者またはその所属する建築士事務所」の名義

##### 【提出時の注意事項】

誤りがある場合は、再度ご提出いただくか、請求者（所有者）の印鑑にて訂正が必要です。  
ただし、請求金額については、訂正はできませんので再度ご提出ください。

##### 【ゆうちょ銀行の口座を指定する場合】

振込の受取口座として利用する場合の「店名」「口座番号」を通帳にて必ず確認し、記入してください。「記号」「番号」を記載しても振込できません。

## 9. 代理受領制度

### (1) 代理受領制度とは

申込者との契約により耐震診断を実施した耐震診断技術者が、申込者の委任を受けて補助金を代理で受領できる制度です。この制度を利用することで、申込者は耐震診断費用から補助金を差し引いた額を用意すればよいので、初期費用の負担が軽減されます。

### (2) 代理受領が可能な耐震診断技術者

代理受領ができるのは、申込者との契約による耐震診断を実施した耐震診断技術者またはその所属する建築士事務所に限ります。

### (3) 利用方法

補助金交付申込書の提出時、「補助金の受領予定」の欄の「代理受領」にチェックを入れてください。また、補助金交付請求書の提出（8.補助金交付請求書の提出 参照）時に代理受領に係る委任状も併せて提出してください。

#### 〈注意事項〉

- ・補助金の振込には、交付請求書の受理後1か月程度を要します。

## 10. その他

### (1) 耐震診断や補助申込を取り止める場合

手続方法をご案内しますので、事前に市窓口まで連絡してください。

- ①窓口相談カード提出のみ・・・市窓口までキャンセルの旨電話連絡
- ②補助金交付申込提出後交付決定通知前・・・市窓口まで問い合わせしてください
- ③補助金交付決定通知後・・・補助金取下げ届（様式第4号）の提出
- ④耐震診断着手（契約）後・・・補助金交付中止届（様式第7号）の提出  
（その後、豊中市より交付取消通知書を発行）

### (2) 交付決定後の変更

補助金交付申込の内容を変更する場合は、変更承認申込が必要となる場合があります。市窓口まで手続について相談してください。

### (3) 書類の保存

補助事業者（所有者）は、当該補助事業に関する帳簿、書類等について、完了報告をした年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

# 記入例①

様式第1号

年 月 日

## 豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付申込書

豊中市長 あて

提出日に窓口で  
記入します。

申込者 住 所 **豊中市中桜塚〇-〇-〇**  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 (所有者) 氏 名 **豊中 太郎**  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 **06-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

豊中市既存民間建築物耐震診断補助金の交付を受けたいので、豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第6条の規定に基づき、必要書類を添えて申し込みます。

建築物の名称	<b>豊中邸</b>		
建築物の所在地	地名地番	豊中市 <b>中桜塚〇丁目〇-〇</b>	
	住居表示	豊中市 <b>中桜塚〇-〇-〇</b>	
建築物の所有者	(住所)	<b>大阪府豊中市中桜塚〇-〇-〇</b>	
	(氏名)	<b>豊中 太郎</b>	(電話番号) <b>06-〇〇〇〇-〇〇〇〇</b>
用 途	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅、 <input type="checkbox"/> 併用住宅、 <input type="checkbox"/> 共同住宅 ( 戸 )、 <input type="checkbox"/> その他		
構 造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造		
規 模	地上 <b>2</b> 階 地下 <b>0</b> 階	延べ面積	<b>95.00</b> m <sup>2</sup>
建 築 年 月 日	<b>昭和〇</b> 年 <b>〇</b> 月 <b>〇</b> 日 竣工		
耐震診断技術者	事務所名	<b>〇〇建築士事務所</b>	氏名 <b>耐震 強</b>
補助対象事業の予定期間	着手(契約日)	<b>〇</b> 年 <b>〇</b> 月 <b>〇</b> 日	完了(診断及び支払い) <b>〇</b> 年 <b>〇</b> 月 <b>〇</b> 日
補助金の受領予定	<input checked="" type="checkbox"/> 申込者 <input type="checkbox"/> 代理受領		
備 考	見積金額は別紙のとおり		受付欄
	代理受領制度(9.代理受領制度参照)を利用する場合は「代理受領」にチェック☑を入れる。		

建築確認申請(建築計画概要書)の数値とする。不明の場合は登記や固定資産税台帳の数値を記載する。

# 記入例②

## 誓約書

〇〇年 〇月 〇日

豊中市長 あて

申込者 住所

豊中市中桜塚〇-〇-〇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

豊中 太郎

印

(署名または記名押印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- ・署名の場合は押印を省略できます。
- ・同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用して下さい。

電話番号

06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申込むにあたり、建物所有者の全員が、下記のとおり確認し、事業を進めることを誓約します。

万が一、本誓約書の実事と相違した場合は、補助金返還命令等の豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱に基づく処分に従います。

- ・内容を確認し、該当する口にチェック(☑)してください。
- ・選択肢があるものは、いずれかをチェックしてください。
- ・全て(選択肢があるものはいずれか)に該当する場合のみ補助対象です。

ア	いずれか該	<input type="checkbox"/> 借借人(無償借借含む)及び使用借人の全員から、耐震診断を行うことについて同意を得ました。 借借人及び使用借人氏名( _____ ) <input checked="" type="checkbox"/> 借借人及び使用借人はいません。
イ	いずれか	<input checked="" type="checkbox"/> 現在居住しています。 居住者氏名( _____ ) <input type="checkbox"/> 現在誰も居住者はいませんが、補助事業完了後居住予定です。 居住予定者氏名( _____ )
ウ	<input checked="" type="checkbox"/>	固定資産税及び都市計画税の滞納はありません。
エ	<input checked="" type="checkbox"/>	当該建物は、市、国又は大阪府等の補助金を受けて診断が行われたものではありません。 また、その予定もありません。
オ	いずれか該当する方にチェック☑を入れて下さい。	<input checked="" type="checkbox"/> 事業運営を行っていません。 <input type="checkbox"/> 事業運営をしています。消費税及び地方消費税の確定申告の際、耐震診断費用の消費税額を課税仕入れ等に係る消費税額として消費税納付額から控除しません。
カ	<input checked="" type="checkbox"/>	その他、規則や要綱をはじめ、関係する法律や条例等を遵守します。
キ	いずれか該当する方にチェック☑を入れて下さい。	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者は申込者のみです。 <input type="checkbox"/> 申込者以外の建物所有者がいます。私が耐震診断を行うこと及び豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付申込をすることについて建物所有者の全員が同意しています。

(注意) 本誓約書は申込者の印又は署名に限り訂正することができます。

# 記入例③

## 委任状

〇〇年 〇月 〇日

委任者 住所 **豊中市中桜塚〇-〇-〇**  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(所有者) 氏名 **豊中 太郎**  
(署名または記名押印)  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **06-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

- 署名の場合、押印は省略できます。
- 同じ補助の手続きでは、同一の印鑑を使用してください。

私は下記の者を代理人として定め、豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱に関する手続き（書類の訂正及び交付される書類の受領を含む）に関する一切の権限を委任します。

### 記

#### 【代理人（受任者）】

住所または会社所在地 **豊中市〇〇〇-〇-〇**

会社名 **〇〇建築事務所**

氏名 **耐震 強**  
(署名または記名押印)

連絡先 **06-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

以上

(注意)

委任者の印又は署名に限り訂正することができます。

- 注意事項  
• 手続を他の方に委任する場合に必要です。

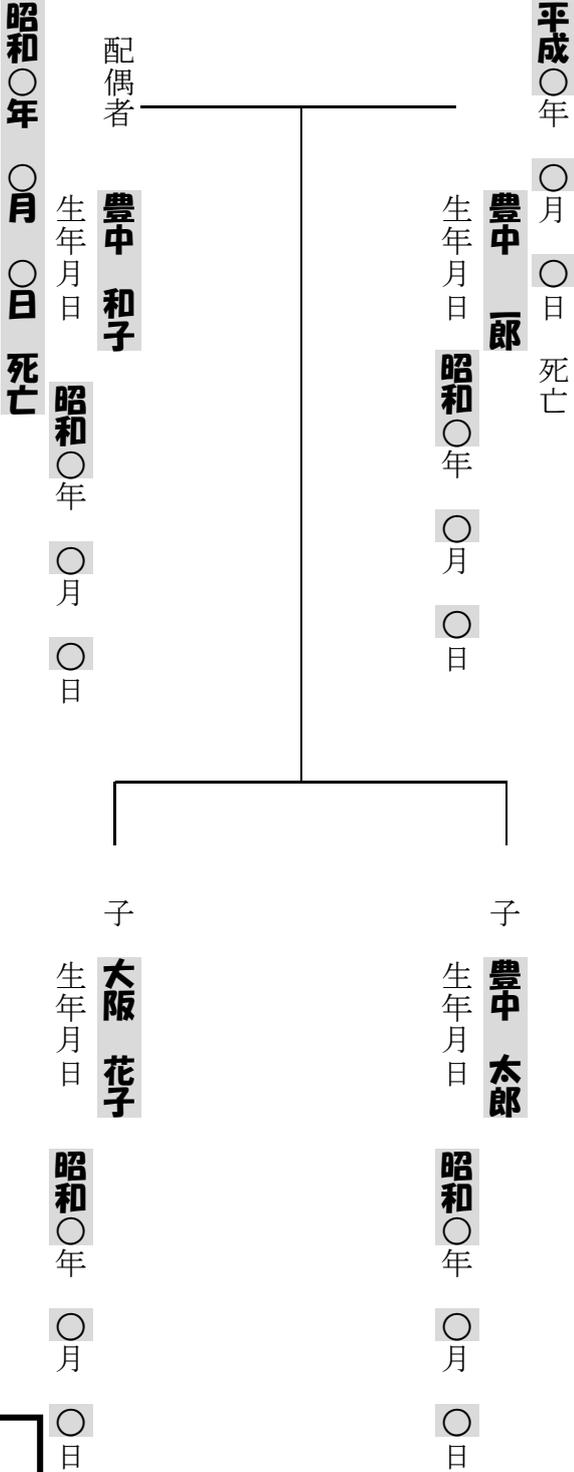
相続人関係図

記入例④

関係図内で他に亡くなられた方がいる場合は、死亡年月日を追加で記載する。

連名で申込む場合は、申込者全員の住所・氏名・日付・押印が必要

右相違ございません  
〇〇〇〇年〇月〇日  
住所 豊中市中桜塚〇〇〇〇  
氏名 豊中 太郎  
署名または記名押印 (印)



• 署名の場合、押印は省略できます。  
• 同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用してください。

注意事項  
• 訂正は申込者の署名又は印鑑でのみ可能です。

記入例⑤

年 月 日

豊中市既存民間建築物耐震診断補助金断完了報告書

提出日に窓口で記入します。

豊中市長 あて

申込者 住 所 **豊中市中桜塚〇-〇-〇**  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
 (所有者) 氏 名 **豊中 太郎**  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 **06-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

交付決定通知の日付と番号

〇〇年〇月〇日付け豊中市指令都審耐決第〇号で交付決定のあった耐震診断が完了しましたので、豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第12条の規定により別紙のとおり関係書類を添えて報告します。

建築物の名称	<b>豊中邸</b>	
建築物の所在地	地名地番	豊中市 <b>中桜塚〇丁目〇-〇</b>
	住居表示	豊中市 <b>中桜塚〇-〇-〇</b>
補助金交付決定額	金 <b>50,000</b> 円	
耐震診断技術者	事務所所在地	<b>〇〇市〇〇〇 〇-〇-〇</b>
	建築士事務所名	<b>〇〇建築士事務所</b>
	氏 名	<b>耐震 強</b>
	電 話 番 号	<b>〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</b>
着手年月日 (補助事業に係る契約年月日)	<b>〇〇〇〇</b> 年 〇月 〇日	
完了年月日 (耐震診断完了と支払い完了のうち後の年月日)	<b>〇〇〇〇</b> 年 〇月 〇日	
備 考		担当課受付欄

記入例⑥

空ける

豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書

年 月 日

豊中市長 あて

請求者 住所 大阪府豊中市中桜塚〇-〇-〇

(法人にあっては主たる事務所の所在地)

(所有者) 氏名 豊中 太郎

(法人にあっては名称、代表者の氏名)

電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

印

豊中市既存民間建築物耐震診断補助金について下記のとおり交付の請求をします。

記

- ・署名の場合は押印を省略できます。
- ・同じ補助の手続きでは、同一の印鑑を使用してください。

1 建築物の名称 豊中邸

2 建築物の所在地 地名地番 豊中市 中桜塚〇丁目〇-〇  
住居表示 豊中市 中桜塚〇-〇-〇

3 補助金交付請求額 金 50,000 円

注意事項

- ・訂正は請求者の署名又は印鑑でのみ可能です。
- ・ゆうちょ銀行の場合は、記号番号ではなく、店名・口座番号を記入してください。

ゆうちょ 銀行	四〇八 支店	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	〇 〇 〇	〇 〇 〇	右づめで記入下さい
フリガナ	トヨナカ	タロウ	
口座名義 (漢字)	豊中	太郎	

口座番号の誤りがないか  
ご確認ください！！  
誤りがあった場合はお振込できません  
できません。

- ・申込者(=所有者)名義の口座としてください。
- ・代理受領制度を利用する場合は代理受領者の名義の口座としてください。

、その代表者)の印又は署名に限り訂正する補助金交付請求額」の項目は訂正することが

# 記入例⑦

## 現況調査チェックリスト

申込対象建築物について建築基準法の集団規定等の状況を調査しましたので、報告します。

建築物の名称	<b>豊中邸</b>
所在地(住居表示)	<b>豊中市中桜塚〇-〇-〇</b>
申込者(所有者)	<b>豊中 太郎</b>
調査者(建築士資格)	( <b>一</b> )級建築士 ( <b>大臣</b> )登録第 <b>〇〇〇〇〇〇</b> 号
調査者(氏名)	<b>耐震 強</b>

現行法で適用される項目の有無や内容にチェックする。適用されない場合は「なし」にチェックする。

				現行法要件	適否判定	備考
集団 規定	道路関係	セットバック	法 42 条 2 項	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<b>適</b>	
		接道長	法 43 条	<input checked="" type="checkbox"/> 2m <input type="checkbox"/> 4m ※長屋 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 3m	<b>適</b>	
		容積率	法 52 条	指定容積率( <b>200</b> )% 前面道路幅員( <b>4.0</b> )m	<b>適</b>	
		建蔽率	法 53 条	指定建蔽率( <b>60</b> )%	<b>適</b>	
		外壁の後退距離		<input type="checkbox"/> 1m <input type="checkbox"/> 1.5m	<b>一</b>	
	現行法に適合している場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。 既存不適格の場合は備考欄に「既存不適格」と記載する。 (現在不適合の場合、設計・改修補助申込の際には、備考欄と計画図に 是正内容を記載し改修工事後に適合させる必要がある。既存不適格項目 は工事内容によっては遡及適用となり、適合が必要となる場合がある。)				<b>一</b>	
	斜線制限	道路斜線	法 56 条 1 項 1 号		<b>適</b>	
		隣地斜線	法 56 条 1 項 2 号	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<b>適</b>	
		北側斜線	法 56 条 1 項 3 号	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<b>一</b>	
	高度地区		法 58 条	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 第( <b>1</b> )種	<b>適</b>	

現行法要件が「なし」の場合は「一」とする

※このチェックリストをもって、建築基準法第6条第1項の建築確認申請における既存建築物の法適合性の確認を行うものではないので、その際は改めて詳細についての調査を行う必要があります。

## 記入例⑧

### 代理受領に係る委任状

豊中市長 あて

完了報告時は  
空欄とする。

年 月 日

委任者 住所

豊中市中桜塚〇-〇-〇

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(所有者) 氏名

豊中 太郎

(署名または記名押印)  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- ・署名の場合、押印は省略できます。
- ・同じ補助の手続では、同一の印鑑を使用してください。

電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

豊中市既存民間建築物耐震診断補助金について、下記の者を代理受領者として定め、補助金の受領に係る権限を委任します。

### 記

1. 受領を委任する補助金請求金額 **50,000** 円

2. 代理受領者 **〇〇建築事務所 耐震 強**

耐震診断を行った耐震技術者が所属する  
建築士事務所名および代表者名を記載

上記について委任を受けることに承諾します。

受任者 会社名  
(代理受領者) 代表者氏名

〇〇建築事務所

耐震 強

(署名または記名押印)

所在地

豊中市〇〇〇-〇-〇

連絡先

06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- ・署名の場合、押印は省略できます。

### 注意事項

- ・代理受領制度を利用する場合に必要です。
- ・訂正は、委任者の署名又は印鑑でのみ可能です。

耐震診断書（計算書）だけではわからない判断理由を記入

※書式の指定はありません。内容を参考にしてください。

1. 地盤について  
ハザードマップ、敷地の状況から、「普通地盤」と判断しました。
2. 基礎について  
(1) 形状は、図面確認より（一部掘削により）布基礎と判断しました。  
(2) 鉄筋探査機を用いて、無筋コンクリート基礎であると判断しました。  
(3) 全体的に軽微なひび割れがありますが、基礎Ⅱと判断しました。
3. 建物重量について  
屋根は土葺瓦で、壁は土塗壁のため、「非常に重い建物」と判断しました。
4. 筋交いについて  
床下及び小屋裏からの調査では目視にて確認できなかったため、筋交いはないものとして安全側の判断をしました。
5. 床仕様について  
床下、1階天井裏及び小屋裏において火打ちが確認できませんでした。
6. 劣化について  
(1) 屋根の瓦は全体的に割れ・欠けがみられるため低減をかけています。  
(2) 外壁に0.3mm以上のひび割れが全体的にみられるため低減をかけています。  
(3) 床下において基礎に軽微なひび割れや、蟻害が確認されました。

7. その他について

- ・増築部分との関係や、特殊な構造があった場合の診断上の取り扱いなどを記入する。
- ・耐震性や安全上の注意事項があれば記入する。  
（擁壁やCB 塀の注意事項、非構造部材についてなど）

- (1) 土塗壁は、梁下端まで塗りこめられていないため、低減をかけています。
- (2) ラスボードについては施工状況が確認できないため耐力を算入していません。
- (3) 柱頭柱脚の接合部については、金物使用の確認ができなかったため、接合部Ⅳで計算しています。
- (4) 敷地北側の擁壁が・・・

- ・建物の耐震性についての耐震診断技術者の総合的見解を記入する。
- ・診断結果やその理由、補強のアドバイス等を記入する。

8. 耐震診断の結果について

この建物は、上部構造評点〇〇で「倒壊する可能性がある」と診断されます。特に1階の X 方向が〇〇なので、〇〇や〇〇を補強するなどを検討することをお勧めします。

所有者の方が診断結果を理解しやすい内容となるようお願いします。

〇〇〇建築事務所  
〇〇 〇〇